
プロジェクト **バーチャル PPA に係る会計上の取扱い**

項目 **第 165 回実務対応専門委員会で聞かれた意見**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 165 回実務対応専門委員会（2025 年 1 月 15 日開催）で議論された事務局の分析について、聞かれた意見をまとめたものである。

II. 事務局の分析について聞かれた意見

（経過措置）

2. 本実務対応報告の適用にあたって、遡及適用の原則的な取扱いを求めない方針に異論はない。
3. 事務局提案における、適用初年度の期首において「金額を合理的に見積ることができるものについては、当該金額を見積り、適用初年度の期首の利益剰余金に加減」という文言ではなく、適用初年度の期首よりも前に遡及適用した場合の累積的影響額を適用初年度の期首利益剰余金に加減するという文言の方が良いと考える。適用初年度の期首において合理的に見積るという記載があることで、本実務対応報告の「金額を合理的に見積ることが可能となった時点」で行う会計処理とは別の会計処理が求められると誤解される懸念がある。

（実務対応報告の文案）

4. 事務局の文案の方向性に異論はない。
5. 文案第 2 項の適用範囲について「概ね次の特徴を有するもの」とあるが、少なくとも文案に列挙された特徴が求められるという趣旨なのか確認したい。また、類推適用が可能と考えられる程度についても、結論の背景で説明するなど検討いただきたい。
6. 文案第 2 項の柱書において「転売が想定されておらず」とあるが、制度上想定されていない点を明記してはどうかと考える。単に「想定されておらず」とした場合、企業の目的や事業の観点からの想定と誤解される懸念がある。
7. 文案第 3 項における「需要家」の定義に「自己使用目的」が記載されているが、自社の電力の消費量の範囲内での購入であることは会計上重要と考えられるため、「自己使用目的」

- に当該内容が含まれる点を本文又は結論の背景で明記することを検討いただきたい。
8. 非化石価値を受け取る対価の支払義務について見積計上する負債は引当金であるという理解でよいか確認したい。
 9. 対価が差金決済であり、需要家が対価を受け取ることとなるときには、当該対価を費用から減額するとされているが、対応する資産又は負債の処理について事務局において検討を行ったか確認したい。
 10. 発電時点において負債を認識する根拠を明確にするため、文案の BC12 項の非化石価値取引の概要において、文案の BC14 項に記載している発電事業者と需要家が契約であらかじめ非化石価値の移転について約束している点を含めてはどうかと考える。この点が文案の BC12 項に含まれていないことにより、非化石価値の移転時に会計処理しないのはなぜか疑問が生じる懸念がある。
 11. 文案の BC13 項の記載では、発電時点から認識する方が適切である理由が理解しづらいのではないかと考えるため、さらに説明できないか検討いただきたい。
 12. 文案の BC13 項(6)を単独で読むと、需要家の口座残高の増加する時点についての説明と非化石価値が引渡しよりも前に使用した電力に係る温室効果ガスの排出量の削減に充てることができるという性質を有しているという説明のつながりが明確ではないため、非化石価値を充当する時期に関する記載を含めてはどうかと考える。
 13. 文案の BC16 項において、国の認定時点における非化石価値の価格の状況についても言及する必要はないか確認したい。
 14. 文案の BC21 項文末において「取得時に費用処理することとした」とあるが、会計処理に関する定めでは「取得時」という表現は使用していないため、「合理的に見積ることが可能になった時点」など、会計処理に関する定めと結論の背景の関係が明確になるよう修文を検討いただきたい。
 15. 文案の BC28 項(2)において長期契約に言及しているが、長期契約は契約の特徴として記載されないこととなったため、開示に関する検討についての結論の背景において記載することが不要ではないか検討いただきたい。
 16. 一般的にバーチャル PPA では非化石証書が取引されていると認識されていると考えられるため、本実務対応報告では非化石価値に焦点を当てて検討している点について結論の背景（非化石価値取引の概要等）で説明してはどうかと考える。
 17. 本実務対応報告では発電事業者について取扱いを定めていないが、発電事業者が需要家

と対称的な会計処理を行うものではないことを結論の背景で記載することを検討いただきたい。

18. 国際的な会計基準との整合性に関連して、基準差異が生じる点等について説明すべきか検討いただきたい。また、IFRS 任意適用企業において連結財務諸表と個別財務諸表の会計処理が異なる点について、開示が必要ではないか検討いただきたい。
19. 「公表にあたって」の作成においては、取引概要について表形式で示すことが望ましいと考える。

以 上